

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成 31 年第 1 回水戸市廃棄物減量等推進審議会
- 2 開催日時 平成 31 年 3 月 29 日（金） 午後 1 時 00 分から
午後 2 時 00 分まで
- 3 開催場所 水戸市役所 3 階 会議室 304
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 会長 佐川泰弘，副会長 萩野谷均，
福島辰三，須田浩和，市野沢秀夫，川崎晃一，菊地弘幸，
篠崎勉，松本由美子，大関茂，川又勇，竹橋暁美
 - (2) 執行機関 市長 高橋靖
生活環境部長 川上幸一，
生活環境部参事兼ごみ対策課長 篠原勤，
ごみ対策課課長補佐 会沢知洋，
ごみ対策課計画係長 市毛智，
ごみ対策課ごみ減量係長 安部治憲，主事 山本就磨
 - (3) その他 欠席委員 松浦浩生，江幡弘，飛田寿枝
- 5 議題及び公開・非公開の別 市全域におけるごみ処理制度の統一に伴う粗大ごみの戸別
収集に係るごみ処理手数料について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0 人
- 8 会議資料の名称 平成 31 年 第 1 回水戸市廃棄物減量等推進審議会次第，
水戸市廃棄物減量等推進審議会委員名簿，
関係法令（一部抜粋），

市全域におけるごみ処理制度の統一について、
粗大ごみの戸別収集について、
水戸市廃棄物減量等推進審議会スケジュール（案）、
資料1 ごみ処理手数料について、
別紙 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に
関する条例（一部抜粋）、
資料2 分別区分の変更について
【水戸・常澄地区】、【内原地区】

9 発言の内容

（開会，委嘱状交付，市長あいさつ，正副会長の選出，会長あいさつ）

執行機関一 （議題について，会議資料に基づき説明）

会長一 本日は，ただいま事務局から説明のあった内容等について，質疑応答ということになる。3地区の統一ということで動いていくようである。質問等があれば，挙手をお願いしたい。

委員一 この会議は公開されるということによいか。また，議事録は誰が作成するのか。

執行機関一 会議は公開できる。議事録は事務局が作成する。

委員一 なぜ，事務局の名簿がないのか。きちんと作成するように。

それから，内原地区の粗大ごみの扱いを水戸市全域でも戸別に申込みで行うとのことだが，申込みはどこですか。処理券はどこで売ることか。

執行機関一 改めて名簿については作成し，皆様に配布したい。申込みの流れについては，資料4 ページの4のとおり，コールセンターに申し込んでもらう予定である。

委員一 「粗大ごみ業務受託者（受付）に電話し」とあるが，受付はどこにあるのか。

執行機関一 これから民間業者に委託する予定である。

委員一 民間業者は何社くらいあるのか。

執行機関一 許可業者ということになるが，組合とも協議しながら委託する。

委員一 許可業者の中から1社にするのか、複数にするのか。

執行機関一 1社にする。

委員一 1社で問題ないのか。

執行機関一 補足すると、組織的な対応ができるように、組合等の団体への委託を検討している。複数の会社が加盟している団体をお願いすることで、組織的な対応が可能であると考えている。ただいま説明した、申込みから収集までの流れについては、次回、分かりやすい資料を提示したい。

委員一 最大の課題は料金である。内原と同等で大丈夫なのか。また、水戸市全域で新たに実施する場合、料金を上げなければ採算が合わないという問題はないのか。

執行機関一 賄率等も考慮して、内原の先行事例、その金額の妥当性について協議していただきたい。

委員一 協議する資料がない。事務局が「だいたいこれくらい」といえば決まる話だ。

会長一 今日は事前説明であって、料金をいくらにするかについては、資料1にあるように諮問事項として次回提案する。

委員一 次回はそういう資料を出してくれということである。

委員一 内原のものをそのまま導入するという感覚だと考えている。もし、よりよいものができるのであれば、よりよいものを作るべきと考えている。そうすると、取扱店の心配等が出てくると考える。ごみ収集袋を販売している全ての取扱店が販売してくれるのか。そうすれば、ある程度市内全域に購入場所ができる。また、業界の方はおおよそその数字で納得しているのか。内原の清掃工場までは距離が短かったが、今度は内原から下入野までの距離の問題も出てくるので、料金がこのままでいいのかという打合せをしているか。それと、1月当たり1回5点までという上限があるが、2世帯、3世帯の家庭では、仮に引っ越すとき、ベッドが3つあるといった場合もあるので、次回までに整理してほしい。さらに、実際問題として個人が50キログラムを量るのはかなり困難と考える。すると、よりよいものを作ろうとしたとき、50キログラム以下という規制が正しいのかどうかということも含めて、次の審議のときにそのあたりの考え方、500円、1,000円という料金が本当に正しいのかについて、数字の積み上げ方を提示していただきたい。

執行機関一 今回の粗大ごみの戸別収集については、市民サービスの拡大と考えている。
御提案のあった、処理券の販売等については、現在、処理券を取扱っている取扱店で販売してもらう予定だが、その他も含めて、次回の審議会までに資料を用意する。

委員一 粗大ごみについて、50キログラムというのどこに記載されているのか。

委員一 資料4ページの「取扱品目の基準」のところにある。

委員一 500円、1,000円という料金について、採算が合うのかと考えると、合わない。行政として、市民に対するサービスとして行うということだと考えるが、業者がやるとなると、この料金では絶対に無理である。5,000円、6,000円の世界である。採算を見なければならぬのか聞きたい。

委員一 業者をいじめて断られた場合はどうするのか。最低限経費が賄える、出す方も処理する方も納得できる金額でやらなければならない。500円でできるのならば、市民は安い方がよい。しかし、制度が長続きしなかった場合、また、この審議会の手数料を決めたが、その値段では業者が決まらなかったといった場合、我々のメンツはなくなる。だから私が聞きたいのは、事前にある程度業者と打合せして、最低限、いくらならできるかという金額を話し合っているのか。そのあたりもきちんと打合せをしてもらわないと、我々が決めたがだめだった、ではメンツがなくなってしまう。

会長一 粗大ごみの処理に係るトータルコストがあって、その中のどの部分を家庭が負担し、残りどれだけに税金を投入するのかという問題だと考える。予算の見込も含めて、トータルコストがどれくらいかかって、そのうちの自己負担分がどれくらいかをセットして、どういう料金を考えるかというのをまとめて出していただきたい。

委員一 審議会に出たからといって、議会にそのまま持ってきても、賛成できない。実際原価がいくらなのか、市民の負担割合と市のお金で賄わなければならないのかということも、ある程度業者と話し合いをして、詰めておいてもらわないと困る。

委員一 ごみの場合、自己負担が必要という考え方があるが、賄率とあまり言わない方がよい。賄率でなく負担の割合とした方がよい。

執行機関一 業界のかたとも詰めて、コスト、原価、市民の割合がどうなのかを精査できるように資料を提出したい。

委員一 粗大ごみの戸別収集は、一市民としてぜひやっていただきたい。最近、ベッドや

ソファ等家具類で困っている。多少お金を出すことについても理解するし、それでもありがたいと考えるだろう。ぜひ実行するという方向で考えていただきたい。

委員一 私も、大きなものは、収集できる大きさに切って出している。この計画については、非常に助かる。問題なのは価格の問題で、算出根拠を明確にして、それが客観的に市民や業者が納得できる価格としていただきたい。

執行機関一 新たなサービスを実施するに当たり、運搬処理等をお願いする事業者には、経済活動として必要な委託料をお支払すべきだと考えている。それに当たって、手数料をどの程度にしたらよいのかということだと考えるので、それを皆さんに十分御審議いただけるような資料を用意して、議論を深めながら、実施に向けて努力したい。

委員一 他市の事例を出してほしい。「他の市ではこれでやっている、だからこれくらいなら大丈夫だろう」といえば市民も納得する。内原の例が絶対といっても、安ければよいが、安い価格設定だと業者が納得しなかったり、制度が長続きしなかったりする。少しでも安い方がよいが、収集を依頼しても3日、4日かかるようでは困る。即対応できるような体制でないとならない。

委員一 諮問するのは手数料だけか。例えば、玄関先は敷地内なのか、本当の玄関先なのか、それからマンションの共用部分というのはどこを指すのかというのは、市の方で考えるのか。

執行機関一 基本的に今言った形で考えているが、議論は必要になる。ただ、業界のかたにお話ししたときに、2階、3階まで取りに行くと料金がかなり変わってしまうので、考え方を統一したい。

委員一 50キログラムというのは個人の家で量るというのは非常に難しいが、こういった縛りが必要なのかということも、諮問の対象になるかは分からないが、いかがなのかと考える。

委員一 50キログラムならば2人で持てるという範囲である。まず50キログラムのものが家庭から出てくるということはありません。大きい婚礼家具ぐらいである。

例えば、老人が3階に住んでいて下ろせない、1階であっても奥から出せないという話もある。そのときは、水戸市環境整備事業協同組合にまわした方がよい。今回のサービスによって、環境整備事業協同組合の仕事は減る。

先ほどの500円、1,000円については、今後審議するが、行政として補助を出すというサインではないのか。私はそのように感じる。

委員一 こういう論議は次回やるということによいか。

会長一 要するに500円や1,000円を集めて独立体制でやるという話ではないということによいか。

委員一 500円, 1,000円でやろうという業者はいない。ただ, 補助金対象の部分なのかということ的前提にして, 料金を決めていくということによいか。

会長一 補助なのか委託なのか, 形態は別にして, この料金だけでやるという話ではない。

委員一 今回の審議会の議論すべきテーマは, 価格ということで絞り込んでよいのか改めて確認したい。また, 例えば4ページの「申込みから収集までの流れ」といったところも, さまざまな意見が出ているが, 人件費, 物件費が分からないと価格は決められないと考えるので, そのあたりは併せて, 今後提示していただきたい。

それから, 市民が直接持ち込むということはあるのか, その場合の価格設定についての論議はするのか, 今度消費税が10パーセントに上がるが, 500円, 1,000円というのは税込かというのも決めていかなければならないと考えるので, 次回以降になるが, 我々が判断できるような資料を提示していただきたい。

執行機関一 皆さんに御議論いただくのに必要な資料を用意して, 次回以降審議をお願いしたい。

委員一 我々はスーパーマーケットであるが, スーパーマーケットとして, この会に御協力できることは何なのか。また, 分別区分の変更というところで, 蛍光管というのが有害ごみの中にあるが, 今はLEDに変わっており, LEDというのは蛍光管に入るのか。LEDには水銀は含まれておらず, 市町村によっては不燃になっているところもあるがどうなのか。

執行機関一 LEDについては水銀を含んでいないので, 有害ごみの区分から対象外と考えている。不燃ごみである。

会長一 どこまでが議論の対象かということだが, 少なくとも, 資料1にある諮問事項というのは入ると考えるが, その他の事項を含むのかによって, 何回設定するのか変わる。諮問はその点のみである。

委員一 当然ながら料金を決定していくということだと考えるが, 料金の決定の段階で, 予算もそうだが, 先ほどあがったように, 例えばどこまで運ぶかによっても料金は

変わるだろう。それらは関連しているからあがってきていると考える。すると、料金設定に関わるものという感覚ではだめなのか。私が言った資料は、料金決定のための参考資料としてほしいということである。

委員一 収集したものはどこに持っていくのか。

執行機関一 新清掃工場である。

委員一 内原の清掃工場ならすぐだが、下入野だと10キロメートル以上になる。マンションの階数や共用スペースの場所といった収集のポイント、それから収集したものをどこに持っていくのか、距離はどれくらいか、料金計算をどうするのかというのは、他市の事例を含めて資料を作るように。

執行機関一 今回指摘いただいたことを業界のかたや他市の事例等を参考にしながら整理して、料金設定に関わるものは資料を提出したい。

会長一 今日の前段の説明ということになるので、本格審議は次回、より詳細な資料に基づいて諮問事項の提案を受けて、議論することになる。今日の議事はここまでとする。

(閉会)